

令和6年6月定例会 教育長報告

◆ 6月の主な活動

- 3～4日 指定都市教育委員会協議会 第1回協議会（仙台市）〔教育長〕
- 15日 SSH課題研究報告会（静岡市立高等学校）〔教育長〕
- 21日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 7月の主な予定

- 24日 教育委員会定例会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 25日 令和6年度静岡縣市町教育長研修会（菊川市）〔教育長〕

議案第9号

令和7年度使用 静岡市中学校教科用図書の採択に関する投票方法について

令和7年度使用 静岡市中学校教科用図書の採択に関する投票方法について、次のとおり実施する。

令和6年6月21日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により行う令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択に関する投票方法について提案する。

中学校教科用図書採択について

■ 1 審議の流れ（令和6年7月24日水曜日）

1 入場の許可

検討委員と研究委員の会場への入場許可の確認（教育長）

入場の承認（教育委員）



2 採択の進め方の説明（学校教育課長）

採択の進め方の承認（教育委員）



3 答申の受け取り（検討委員長→教育長）



4 答申作成についての説明（検討委員）



5 答申内容の説明 I

【国語、書写、地理、歴史、公民、地図、数学、理科についてまとめて説明する。】

（1）検討委員会からの説明

①校長部会からの説明（8種目で8分程度）

②PTA 連絡協議会部会からの説明（8種目で8分程度）

③教員部会からの説明（8種目で8分程度）

（2）質疑応答（教育委員から検討委員への質問）

※内容によって、研究委員が回答することもある



6 協議・投票・開票 I

教育委員6名により種目ごと以下の（1）～（3）を行う。

（1）協議を行う。

（2）投票を行う。

（3）開票を行い、結果を公表する。

※「協議・投票・開票」については、「①国語 ②書写 ③地理 ④歴史 ⑤公民 ⑥地図 ⑦数学 ⑧理科」の順に種目ごと「（1）協議→（2）投票→（3）開票」を繰り返す。



7 答申内容の説明 II

【音楽（一般）、音楽（器楽）、美術、保健体育、技術、家庭、英語、道徳についてまとめて説明する。】

（1）検討委員会からの説明

①校長部会からの説明（8種目で8分程度）

②PTA 連絡協議会部会からの説明（8種目で8分程度）

③教諭部会からの説明（8種目で8分程度）

（2）質疑応答（教育委員から検討委員への質問）

※内容によって、研究委員が回答することもある



8 協議・投票・開票 II

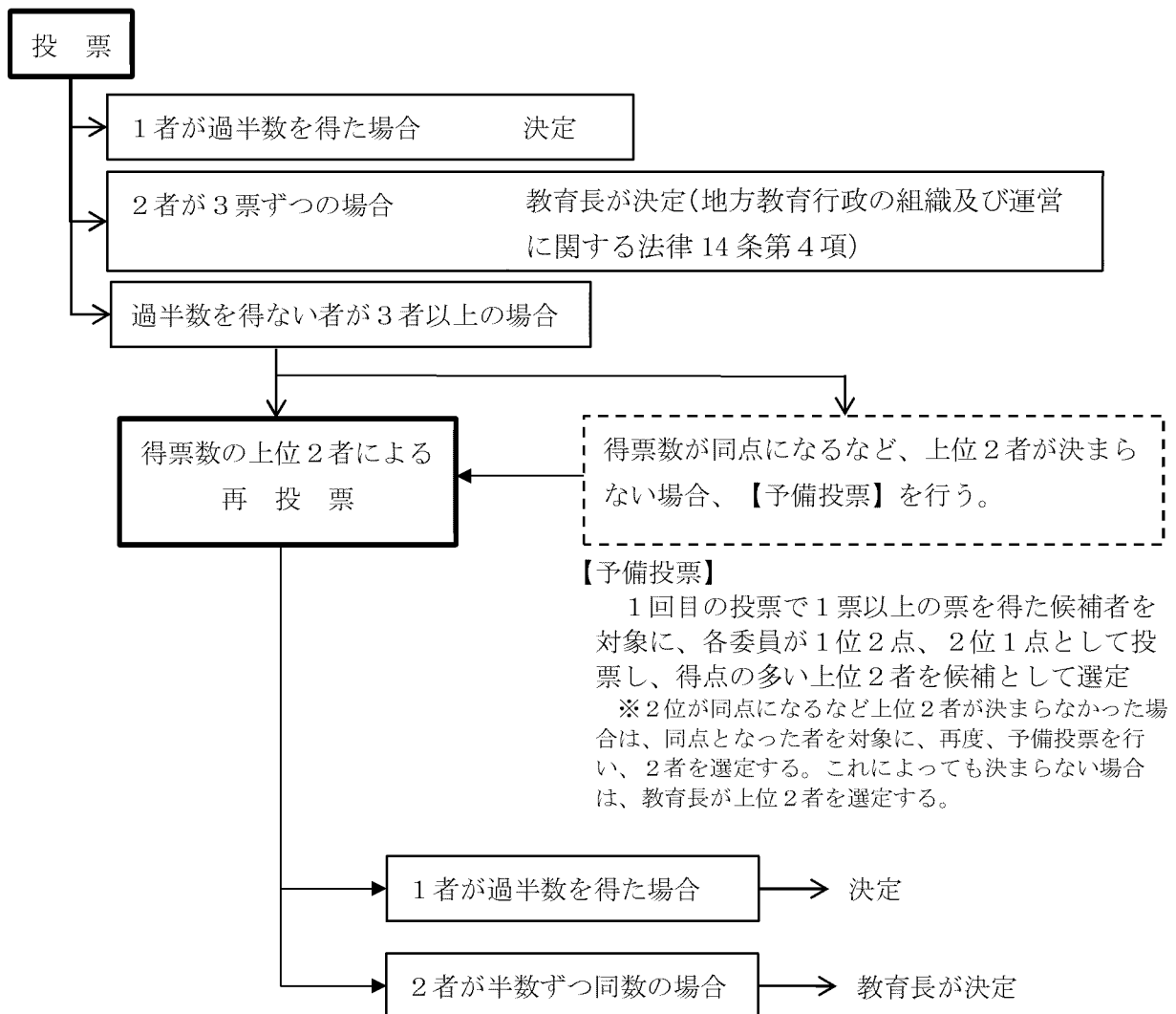
教育委員 6 名により種目ごと以下の（１）～（３）を行う。

- （１）協議を行う。
- （２）投票を行う。
- （３）開票を行い、結果を公表する。

※「協議・投票・開票」について、「⑨音楽（一般） ⑩音楽（器楽） ⑪美術 ⑫保健体育 ⑬技術 ⑭家庭 ⑮英語 ⑯道德」の順に種目ごと「（１）協議→（２）投票→（３）開票」を繰り返す。

■ 2 投票による決定方法

◎投票は、あらかじめ投票用紙に記載された候補者に「○」を付け、無記名で投じることにより行う。（静岡市教育委員会会議規則第 12 条第 2 項の規定により無記名投票）



※開票立会人：教育長職務代理者

※開票作業：教育局次長

集計方法と可決の条件

教育委員**6名全員**の出席により採択する場合

投票

発行者	A者	B者	C者	D者	E者	F者	採択結果
投票結果①	6票						A者に決定
投票結果②	5票	1票					
投票結果③	4票	2票					
投票結果④	4票	1票	1票				
投票結果⑤	3票	3票					教育長が決定
投票結果⑥	3票	2票	1票				上位2者による再投票
投票結果⑦	2票	2票	1票	1票			
投票結果⑧	3票	1票	1票	1票			予備投票(※1)で2者に絞る→再投票(※2)
投票結果⑨	2票	1票	1票	1票	1票		
投票結果⑩	2票	2票	2票				
投票結果⑪	1票	1票	1票	1票	1票	1票	

※1 予備投票 (再投票を行う前に2者に絞るために実施)

※投票で票を得なかった発行者は除外し、1票以上の票を得た発行者を対象とする。

- ①各委員が1位を2点、2位を1点として予備投票を行い、得点の多い上位2者を再投票の対象として選定する。
- ②予備投票の結果、2位が同点になるなど上位2者が決まらなかった場合は、得点を得なかった発行者を除いた(1位が1者に決まった場合は1位の発行者も除く)残りの発行者で、再度予備投票を行い、2者を選定する。
- ③これによっても決まらない場合は、教育長が上位2者を選定する。

※2 再投票 (予備投票で選ばれた2者の中から採択者を決定するために実施)

- ①過半数(4票以上)を得た発行者に決定する。
- ②同数(3票と3票)の場合は、教育長が決定する。(地教行法14条第4項)

教育委員が 1 名欠席し、5 名の投票により採択する場合

投票

発行者	A 者	B 者	C 者	D 者	E 者	F 者	採択結果
投票結果①	5 票						A 者に決定
投票結果②	4 票	1 票					
投票結果③	3 票	2 票					
投票結果④	3 票	1 票	1 票				
投票結果⑤	2 票	2 票	1 票				上位 2 者による再投票
投票結果⑥	2 票	1 票	1 票	1 票			予備投票(※ 1)で 2 者に絞る→再投票(※ 2)
投票結果⑦	1 票	1 票	1 票	1 票	1 票		

※ 1 予備投票

 (再投票を行う前に 2 者に絞るために実施)

※投票で票を得なかった発行者は除外し、1 票以上の票を得た発行者を対象とする。

- ①各委員が 1 位を 2 点、2 位を 1 点として予備投票を行い、得点の多い上位 2 者を再投票の対象として選定する。
- ②予備投票の結果、2 位が同点になるなど上位 2 者が決まらなかった場合は、得点を得なかった発行者を除いた（1 位が 1 者に決まった場合は 1 位の発行者も除く）残りの発行者で、再度予備投票を行い、2 者を選定する。
- ③これによっても決まらない場合は、教育長が上位 2 者を選定する。

※ 2 再投票

 (予備投票で選ばれた 2 者の中から採択者を決定するために実施)

- ①過半数（3 票以上）を得た発行者に決定する。
- ②同数になることはない。

投票・再投票

(見本) 投票用紙

どれかひとつに○を記入してください↓

発行者	教科書名	学校経営	学習指導	保護者	投票欄
A 発行者	たのしい○○	○	○		
B 発行者	中学校○○○				
C 発行者	考える○○		○	○	
D 発行者	中学○○	○			
E 発行者	未来の○○			○	

「○」は、校長部会、PTA 連絡協議会部会、教員部会の選定候補者です。

予備投票

(見本) 予備投票用紙

(例) 投票で以下のように獲得した場合

A 書籍に 2 票

C 図書に 2 票

D 教科書に 2 票

1 位を 2 点、2 位を 1 点として点数を記入してください。↓

発行者	教科書名	学校経営	学習指導	保護者	投票欄
A 発行者	たのしい○○	○	○		点
B 発行者	中学校○○○				点
C 発行者	考える○○		○	○	点
D 発行者	中学○○	○			点
E 発行者	未来の○○			○	点

7月定例会 席次

①—4

<答申の受け渡し位置>
教育長・検討委員会委員長は
この位置まで進み、答申を手渡し。
(必要に応じて写真撮影)

大型モニター

開票用の机



局次長用

調整係

出入口

検討委員・研究委員の入退場は前方から

教科用図書検討委員 9名(3名×3部会) ※椅子のみ

研究委員 8～14名の入替制(前半8人 後半14人) ※椅子のみ

事務局

学校教育課職員

モニター

モニター

教科書見本を配置

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

⋮

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

※椅子のみ用意

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴
報道

傍聴・報道は後方から

出入口

不要な机等は、部屋後方にまとめる。

報告第4号

静岡地区教科用図書の採択に係る調査研究の諮問について

静岡地区教科用図書の採択に係る調査研究の諮問について、次のとおり報告する。

令和6年6月21日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙諮問書のとおり
- 2 報告理由 令和7年度使用静岡市教科用図書の採択の基本方針に基づき諮問したので報告する。

06 静教教学教第 313 号
令和 6 年 4 月 25 日

静岡地区教科用図書検討委員会 様

静岡市教育長 赤堀 文宣
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

静岡地区教科用図書の採択に係る調査研究について（諮問）

静岡市教育委員会は、令和 7 年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針により
下記の事項について諮問します。

記

- 1 静岡市立の中学校で使用する全ての教科の教科用図書の採択候補者の選定について

(理由)

中学校全ての教科の教科用図書採択に当たり、静岡市の子どもにとって最適な教科用図書を選定したい。

そこで、学校経営の視点、学習指導の視点、保護者の視点から見た、採択候補者を選定して欲しい。

委員の任命について（静岡市社会教育委員）

静岡市社会教育委員の任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和6年6月21日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 内 容 静岡市社会教育委員について、次のとおり任命した。

2 根拠法令

（1）社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項

（2）静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第270号）第3条

3 任命する者 9名

選出区分	氏 名	職業・役職	任命回数
学校教育 関係者	まつした かおり 松 下 香緒利	清水駒越小学校 校長	新
学校教育 関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	美和中学校 校長	新
社会教育 関係者	たけかわ みえ 竹 川 美江	統括的な地域学校協働活動推進員	2
社会教育 関係者	やまもと ゆか 山 本 由加	静岡市市民活動促進協議会委員	2
社会教育 関係者	なかやま はるみ 中 山 治己	静岡市自治会連合会 常任理事	新
家庭教育 関係者	よねもち えみ 米 持 恵美	静岡市PTA連絡協議会 副会長	2

学識 経験者	つのがえ ひろき 角 替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3
学識 経験者	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2

4 任命日 令和6年6月1日

5 任命期間 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

(参考)

	静岡市社会教育委員（新）			静岡市社会教育委員（旧）		
選出区分	ふりがな 氏名	職業・役職	任命 回数	ふりがな 氏名	職業・役職	任命 回数
学校教育 関係者	まつした か お り 松下 香緒利	清水駒越小学校 校長	新	おざわ み か 小澤 美加	南藁科小学校 校長	1
学校教育 関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	美和中学校 校長	新	まつなが ひろひさ 松永 浩久	清水興津中学校 校長	1
社会教育 関係者	たけかわ み え 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2	たけかわ み え 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	1
社会教育 関係者	やまもと ゆ か 山本 由加	認定 NPO 法人しず おか環境教育研究 会 理事長	2	やまもと ゆ か 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	1
社会教育 関係者	なかやま はる み 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	新	ご み きょうこ 五味 響子	静岡市番町市民活 動センター センター長	3
家庭教育 関係者	よねもち え み 米持 恵美	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	2	よねもち え み 米持 恵美	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	1
学識 経験者	つのがえ ひろ き 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4	つのがえ ひろ き 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	3
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	2
学識 経験者	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	1